

様

日野市長

完了検査結果是正通知書

年 月 日付けで完了検査の申出のあった次の開発事業について、指導基準適合通知書、変更計画指導基準適合通知書及び協定書の内容に適合していないので、日野市まちづくり条例第76条第2項の規定により、次のとおり是正すべき内容を通知します。

開発事業番号	
開発事業区域の場所	日野市
開発事業区域の面積	m ²
開発事業の種別	条例第57条第1項第()号に規定する開発事業
適合していないと認める理由	
是正すべき内容	
是正完了期限	年 月 日

この通知に記載された内容について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、日野市長に対して書面により審査請求をすることができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この決定については、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に日野市を被告として（訴訟において日野市を代表する者は日野市長となります。）処分取消しの訴えを提起することができます（なお、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に処分取消しの訴えを提起することができます。